

教えて!知ってトクする法律の話

第28号

少年法はどう変わったの…?

…「<u>刑事編③</u>」のつづき…

2022 年 4 月から**選挙権年齢**や成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18・19歳の人たちも大人と同じように選挙に行って投票したり、契約をしたりすることができるようになりました。









このように、18・19歳の人たちに重要な権利や自由が認められるようになった代わりに、18・19歳の人たちも責任ある立場として社会に参加することが期待されるようになりました。そこで、18・19歳の人たちが罪を犯した場合には、引き続き少年法が適用されるものの、「特定少年」として、17歳以下の少年とは少し違った扱いがされることになりました。

少年法改正のポイント~特定少年の取り扱い~

> ポイント①

原則として逆送*される事件の範囲が広くなりました。

(※少年事件は原則としてすべて家庭裁判所に送られますが、家庭裁判所が、保護処分ではなく刑罰を科すべきと判断した場合には、少年事件であっても検察官に送られます。



これを「逆送」といいます。(刑事編③))

…これまでは、わざと人を死亡させた罪が逆送の対象とされていましたが、特定少年については、強盗をした罪や、組織的に行った詐欺の罪などが新たに逆送される対象の事件となりました。

ポイント②

原則として、逆送決定後は20歳以上の人たちと同じ取扱いがされます。

・・・・例えば、判決で期間が定められる懲役刑1が科される場合、17歳以下の少年には、 最長15年以下の範囲で、刑の長期と短期を定める不定期刑(例:懲役5年以上10年 以下など)が言い渡されるのに対し、特定少年については、20歳以上と同様に、最長 30年以下の範囲で定期刑(例:懲役10年など)が言い渡されることになります。

> ポイント③

りました。

推知報道が一部許されるようになります。

・・・・少年法は、少年のときに犯した罪については、氏名、年齢、職業、住居、容貌などに よって犯人が誰であるかが分かるような記事や写真などを 報道すること(「推知報道」といいます。)を禁止しています。 しかし、特定少年のときに犯した罪について、逆送されて起



このように18・19歳の人たちが犯罪を犯した場合には、「特定少年」として17歳以下 の人たちと比べてより厳しい取扱いがされることになりました。もちろん、18・19歳の 人たちだけでなく、1 7歳以下の人たちも犯罪を犯してはいけません!

犯罪に巻き込まれそうになったり、困ったことがあれば、周りの大人に すぐに相談しましょう!

訴された場合には、推知報道をすることが許されるようにな

誰かに相談したいときは…

▶ 各都道府県警察の少年相談窓口(都道府県警察の少年相談窓口 | 警察庁 Web サイト)

- ▶ 都道府県警察の警察相談専用電話 #9110
- ▶ チャット形式で相談窓口を教えてくれる「ぴったり相談窓口」(ぴったり相談窓口)

担当:佐藤 真澄、稲垣 尊仁、橋永 果南、若尾 和哉

1 法改正により、2025 年 6 月 1 日から、「懲役刑」ではなく「拘禁刑」と呼ばれるようになります。

MORI HAMADA